

Title	支那史料に現はれたる我が上代(九)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.4 (1930. 12) ,p.1(533)- 42(574)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學

第九卷

第四號

昭和五年十二月

支那史料に現はれたる我が上代 (九)

二六

而して我が國上古年代の研究について、今日殘存する信ぜらるべき最古の史料は、高句麗國の國岡上廣開土境平安好太王の碑文であるが、その中でこの問題に直接必要な部分だけを摘出すれば、則ち左の文句である。

百殘新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以辛卯年、來渡海、破百殘、□□新羅、以爲臣民、以六年丙申、王躬率水軍、討利殘國、(中略)百殘王困逼、獻出男女生白一千人、細布千疋、歸王自誓、從今以後、永爲奴客、(中略)於是、□五十八城、村七百、將殘王弟并大臣十人、旋師還都、(中略)九年己亥、

支那史料に現はれたる我が上代 (橋本)

(五三)

一

ニテ、討科ハ其國ニテ討罰ノ義ニ用キシ、一種ノ語ナラント云ヘドモ、前後ノ文ヲ見ルニ、立刀ハ皆牛ト書キタレバ、科ハ即利字ニシテ科ニハ非ズ」と論じて居られるのであるが、この文字が「利」なることは那珂博士の云はれた通りであり、「討て勝利を得た」といふ意味であらうと思はれる。また「献[△]出[△]男女生白[△]一千人、細布千疋[△]」なる文句の中で、菅氏の方には「献」の次ぎが闕字となり、「男」も「女ノ上ハ男字[△]泐ケタルナラン」といふ程度で、十分には見えなかつたやうであり、那珂博士は男字は明かに「男」として認めて居られるのであるが、「献」の次ぎはやはり闕字となつてゐるのである。けれども三井家搨本の寫眞石版には、明かに「出」の字として讀まれ得るのである。「男女生白[△]」の白字は「生口」とありたいところで、菅氏も「是モ生口ノ口ノ字泐ケテ白字ノ形ヲナシタルニテモアランカ」といひ、那珂博士も「男女生白ノ白ハ口字ノ泐ケテ、白字ノ如クナレルナルベシ」といつて居られるのであるが、搨本の上では口字の泐けたものとは見えないので、恐らくは白丁即ち平民の略であらうかと考へる。「疋」が「匹」の省畫なるべきは、既に那珂博士のいはれた通りである。また「與[△]倭和通」の「與」が菅氏の方にも那珂博士の方にも「合」となつてゐるのであるけれども、搨本寫眞版には「疋」と見られるのであるから、寧ろ「與」の略字と見るべきであらうと考へる。「住[△]救新羅」の「住」が「往」の省畫なるべきことも、異論なきところであらう。

たゞ、十年の條と十七年の條とは著しき差違を見るのであり、十年の條は菅氏の方には「倭賊退」の下に八字の闕字があり、つぎに「來背、追至ニ任那加羅ニ云々」とあり、更に「倭滿」の下に五字の闕字があつ

て、「九盡臣有尖、安羅人戍兵」とあり、つぎに十字の闕字があつて、「倭潰、城大赤」とあり、更に闕字三字を置いて、「安羅人戍兵、昔新羅安錦、未_レ有_ニ身來朝貢_一」とあり、その下に闕字五字があり、また「開土境好太王」とありて闕字三字、「至」とありて闕字五字「潰」とありて闕字四字があり、最後に「朝貢」といふ文字が見えて居り、那珂博士の方には「倭賊退」の下の八字の闕字のつぎが、「來背息、追至_ニ任那加羅_一云々」となつて居り、「倭滿」の下が二十一字の闕字となり、「九盡臣有尖、安羅人戍兵」とつゞき、それより以下は菅氏の方と同様になつてゐる。然るに予が見た三井家搨本の寫真石版には、「倭賊退」のつぎに八字を置いて、「來背息、追至任那加羅、云々」とあるのは、那珂博士の方と同様であるけれども、つぎに「倭滿」の下に「倭潰城大」とあり、更に十六字の闕字があつて、「村かと思はれる字と、「九」とも思はれさうな字があつて、「盡臣」となり、つぎの二字が殆んど見えないで、「安羅人戍兵滿」とあり、更に十八字の闕字があつて、「羅人戍兵、昔新羅□錦未_レ有_ニ身來朝_一」とあり、六字の闕字を置いて「開土境好太」とあり、また九字の闕字があつて「僕勾」とあり、最後に四字の闕字があつて「朝貢」とある點は他と同様である。

また、十四年の條は菅氏の方には「連船」のつぎに五字の闕字があつて「率_△」とあり、更に三字の闕字を置いて「僕勾」とあり、また四字の闕字があつて「相遇云々」とあるのが、那珂博士の方には「連船」のつぎに五字の闕字があつて、直ぐに「僕勾」とあり、更に四字の闕字を置いて「相遇云々」とあるのである。然るに三井家搨本石版の方には「連船」のつぎに九字の闕字があつて、「平穰」とあり、更に四字の闕字を置いて

て、「相遇云々」となつてゐる。

なほ、十七年の條は菅氏の方には「教遣[△]步騎五萬[△]」の下に八字の闕字があり、つぎに「平穰[△]□□合戰、斬[△]熬湯盡、所[△]稚鎧鉀一萬領、軍資器械、不[△]可[△]稱數、破[△]沙溝城婁城[△]還[△]」とあり、更に八字の闕字を置いて「師[△]□」となつてゐるのに對し、那珂博士の方には「斬[△]熬湯盡、所[△]稚鎧鉀一萬餘領、軍資器械、不[△]可[△]勝[△]數、還[△]破[△]沙溝城婁城[△]還[△]」とあり、更に八字の闕字があつて、「師[△]□城[△]」となつてゐる。然るに三井家搦本石版には、「平穰」であるとあるところが、「師」の字かと思はれる文字となり、その上に九字の闕字があり、「合戰」のつぎは「斬[△]熬湯盡、所[△]稚鎧鉀一萬餘領、軍資器械、不[△]可[△]稱[△]數、還[△]破[△]沙溝城婁城[△]」とありて、その下の闕字が十一字あり、最後に「城」となつてゐるのである。

以上の相違の中で、菅氏と那珂博士との分は、見違ひ、寫し違ひに原因するものゝやうで、恐らく同一原文に據られたものかと思はれるのであるけれども、三井家搦本の分は、他の部分とはとにかく、十年の條に「僕勾」なる文字があり、十四年の條に「平穰」の文字があり、十七年の條で「師」字の位置が相違してゐる點に於て、菅氏那珂博士の分では十四年の條に「僕勾」なる文字があり、十七年の條の最初の行に「平穰」の文字があり、最後の行に「師」字が置かれてある點に於て、著しき相違が認められるのである。之れ蓋し「碑面凸凹不[△]平、不[△]能[△]用[△]大幅、一時施[△]工、不[△]得[△]已用[△]尺餘之紙、次第搦取」(横井忠直氏高句麗碑出土記)したといふやうな事情の爲めに、後に之れを繼合せし時、その位置に相違を來せしが爲めと

思はれるのであり、殊に「僕勾」「平穰」「師」の文字は三行に並んで搦られてあり、三井家搦本は「僕勾」を十年の條に置いた爲めに、「平穰」と「師」とがそれ／＼十四年及び十七年の條に分れることとなり、菅氏那珂博士の見られた搦本は、「僕勾」を十四年の條下に置いた爲めに、他は共に十七年の條下に來ることゝなつたのである。「僕」字も三井家の方では「樸」字らしくも見えてゐるが、これは何れにせよその意味が不明であるから、史料としては重要な問題ではないのである。けれどもたゞ「平穰」なる文字が十四年の條にあるか、十七年の條にあるかといふことは、倭人の軍が平穰にまで侵入したのが、十四年であつたか、十七年であつたかといふ、當時の史實を決定すべき唯一の史料として、重要な意味合を有するものであるから、もとより何れにても可なりとなす譯には行かないのである。たゞ、十四年の條も十七年の條も餘りに闕字が多いために、その本文からは之れを何れに置くべきか、判断に苦しむのであるが、而も十四年の條には「而倭不軌、侵入帶方界」とあり、「連船」とあり、「相遇」とありて、「王幢要截盪刺、倭寇潰敗、斬斃無數」とあるのであるから、倭人が帶方界に侵入し、更に船を連ね、進んで平穰に逼り、高句麗軍と合戦し、高句麗好太王の水軍がその進路を要截して、之れを擗刺せしが爲めに、倭寇潰敗して斬殺無數であつたといふ事實を傳ふるものとして見た方が、一旦帶方界に於て潰敗した倭人が、十七年に再度平穰まで侵入して、再び大敗したとして見るよりも、事實上あり得べきことのやうに推せられるのであり、十七年の合戦は高句麗の方で積極的に歩騎五萬を遣し、百濟方面に侵入せし事實を傳ふるもの

として見た方が、「所_レ稚鎧鉀一萬餘領、軍資器械不可稱數」といひ、「還破沙滓城婁城」とある記事などからも、正當のやうに思はれるのであるから、この場合三井家の搦本は前搦本の誤謬を正せしものとなす傳へに信賴して、平穰の戦は十四年の出來事として見るべきであらうと考へる。「盪刺」が「擗刺」の意味であり、「煞」が「殺」の古字、「稚」が「獲」の省畫なることは、多言を要せざるところであらう。

そこで問題は、我が國と半島諸國との間にこれ程密接な交渉關係を有したこの時代は、我が國では果して何天皇の御世に當るのであらうかといふことである。好太王の碑文に見える所謂辛卯の年が西曆三九一年辛卯なるべきことは、動かないところであらうが、同碑文によると「至二十七世孫國岡上廣開土境平安好太王二一九登祚、號爲永樂太王、」卅有九、晏駕棄國」とあり、また「永樂五年歲在乙未」と見えてゐるのであるから、好太王が二九即ち十八歳で登祚したのは、辛卯の歲即ち西紀三九一年であり、三十九歳で晏駕したのは壬子の歲即ち西紀四一二年に當り、それより三年目、即ち西紀四一四年甲寅九月二十九日乙酉に、この碑が建てられたものであることは、明白なるところである。されば東國通鑑に壬辰の歲（西紀三九二年）即位、癸丑の歲（西紀四一三年）薨としてゐるのは、何れも一年づつ誤つてゐるものと認むべきであらう。

然るに、他方に於て、日本書紀の神功皇后紀、應神天皇紀に記るされた百濟諸王の記事と、三國史記及び東國通鑑に記るされた百濟諸王の記事との間に、干支の全く一致するものあることは、既に那珂博

士の論ぜられた通りであり(那珂通世遺書所載外交釋史卷之一第四章)、今その干支の合致するものゝみを對照すれば、

日本紀

神功紀五十五年乙亥、百濟肖古王薨

同 五十六年丙子、百濟王子貴須立爲王

同 六十四年甲申、百濟國貴須王薨、王子枕流王立爲王

同 六十五年乙酉、百濟枕流王薨、王子阿花年少、叔父辰斯奪立爲王

王

應神紀三年壬辰、是歲百濟辰斯王失禮於貴國天皇、故遣紀角宿彌、羽田矢代宿彌、石川木菟宿彌、噴讓其先禮狀、由是百濟

國殺辰斯王以謝之、紀角宿彌等便立阿花爲王而歸

同 八年丁酉、百濟記云、阿花王立先禮於貴國、故奪我枕彌多禮

及峴南、支侵、谷那、東韓之地、是以遣王子直支于天朝、以脩先王之好也

同 十六年己巳、是歲、百濟阿花王薨、天皇召直支王、謂之曰、汝

返於國、以嗣位、仍且賜東韓之地而遣之

東國通鑑

晉寧康三年(西紀三七五)乙亥冬十月、百濟王近肖古薨、太子近仇首

立

晉太元九年(西紀三八四)甲申夏四月、百濟王近仇首薨、元子枕流立

晉太元十年(西紀三八五)乙酉冬十月、百濟王枕流薨、太子阿莘幼、

王弟辰斯立

晉太元十七年(西紀三九二)壬辰十一月、百濟王辰斯薨於狗原行宮、枕流王之子阿莘立

質

晉隆安元年(西紀三九七)丁酉、百濟與倭結好、遣太子腆支爲

質

晉義熙元年(西紀四〇五)乙巳秋九月、百濟王阿莘薨、太子腆支質

倭國不還、太子仲弟訓解攝國政、以待太子之還、季弟磔禮殺

訓解、自立爲王、腆支聞王計、痛哭請歸、倭主以兵百人衛送、

腆支既至國界、漢城人解忠、迎謂曰、大王棄世、磔禮殺兄自立、

願太子早爲之計、腆支以倭兵自衛、依海島備之、國人殺磔

禮、迎立爲王

同 二十五年甲寅、百濟直支王薨、即子久爾辛立爲王

宋永初元年(西紀四二〇)庚申春三月、百濟王腆支薨、長子久爾辛立

右の表中で日本書紀の肖古王とあるは、また背古王とも記るされてゐるが、北野本玉屋本にはやはり肖古王となつてゐるさうで、韓史の近肖古王なることは疑ひないのであり、また貴須王が近仇首王、阿花王が阿莘王、直支王が腆支王なること、随つてそれ等の書紀に見えてゐる紀年は、實年代よりも百二十年即ち二甲だけ前に溯らしめたものなることは、既に那珂博士等の論ぜられた通りである。

然るに、之れを曩に掲げた高句麗國廣開土境好太王の碑文と對照するに、その始めて倭人の襲來について記してゐる所謂辛卯の年は、好太王即位の年即ち西紀三九一年に相違ないのであるから、恰かも百濟の辰斯王が狗原行宮に殺され、枕流王の子阿莘王即ち書紀の阿花王が位に即いた前年に當る譯である。つぎに好太王の永樂九年己亥が西紀三九九年で、「百濟與倭結好、遣太子腆支爲質」とある西紀三九七年より二年後のことであり、同碑文に「百殘違誓、與倭和通」とある事實に甚だよく照應するのである。随つて「十年庚子、教遣步騎五萬、住救新羅、云々」とあるは西紀四〇〇年で、太子腆支が我が國に質となつてから三年後のこととなる譯である。また永樂十四年甲辰に我が軍が帶方界に侵入し、遂に平穰にまで逼つたのは、西紀四〇四年のことであるから、百濟の阿莘王が死し、太子腆支を衛送して、その王位に即かしめた、前年に當るのであり、更に好太王が步騎五萬を遣はして、恐らく百濟を伐つたかと思はれる、永樂十七年即ち西紀四〇七年は、その二年後に當る譯である。實に是等の事實は日韓の史記古文がこれほどまでによく相照應合致するのであるから、確かに疑ふべからざる史實として認むべき

ことには、何人も異論なきところであらうと考へる。

たゞ問題となるのは、この對照表の最後に記した、百濟の腆支王が死し、その子久爾辛王が即位した年代が、書紀では甲寅の年となつてゐるのに對して、韓史では宋武帝の永初元年(西紀四二〇年)庚申の年となつてゐるといふ事實である。然るに神功紀五十五年乙亥より應神紀十六年乙巳に至る、曩に表した史實は、明かに書紀の編者が之れを以て倭女王卑彌呼時代に一致せしめんとする意圖の下に、二甲百二十年を繰り上げて、神功紀應神紀の紀年を作為せしものなることは、既に那珂博士等が論ぜられた通りに、疑ふべからざるところであるから、應神紀二十五年甲寅なる年代も、それと同一方針に據つたものであるとすれば、即ちそれよりも百二十年後の甲寅の年に、直支王が薨せしことを傳ふるものとなる譯であるから、それは恰も西紀四一四年即ち書紀の紀年では允恭天皇三年甲寅に當るべきはずである。而も三國史記東國通鑑によると、東晉の安帝義熙十二年即ち西紀四一六年に、腆支王即ち直支王が使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百濟王に冊命せられたことが傳へられて居り、之れは宋書百濟傳に

義熙十二年、以百濟王餘映、爲使持節都督百濟諸軍事百濟王、高祖踐祚、進號鎮東大將軍

とある記事に相應するもので、「映」が「腆」の字形を誤まつたものであることは、通典に「夫餘腆」とあり、また梁書百濟傳に後の毗有王を「餘毗」と書せし用例からも、推考せらるゝところである。されば腆支王が西紀四一四年に薨じたとなす書紀の傳へは誤りで、西紀四一六年にもなほ健在であつたことは、疑ひ

ないのであり、かつ宋書に「高祖踐祚、進號鎮東大將軍」とあるところを見ると、宋の武帝永初元年（西紀四二〇年）六月武帝即位の時までは、なほ腆支王の治世であつたやうに見えるので、三國史記に宋の永初元年即ち腆支王十六年春三月に腆支王が薨じたとあるのは、恐らく月に誤りがあるかとは思はれるが、而も略々確かな史實として認められ得るのであり、随つてこゝに應神紀の作爲が存することは、明白なることと考へられるのである。殊に不思議に思はるゝのは、應神紀二十五年の條に百濟直支王の薨を記るしながら、同三十九年（戊辰）春二月の條に「百濟直支王、遣其妹新齊都媛、以令仕、爰新齊都媛、率七婦女、而來歸焉、」との記事を見ることである。また以て書紀の編者が如何に雜然たる史料により、是等の史實を配列作爲するに苦心したかを、表示するものではあるまいか。

そこで更に考ふべきは、是等の韓史及び好太王碑文に見えてゐる記事が、果して我が神功皇后應神天皇の御世の史實として認められ得べきであるかどうかといふことであるが、既に那珂博士も論せられた通りに、三國史記百濟本紀の紀年は近肖古王以後に於て、同新羅本紀の紀年は近肖古王十一年に即位せりとなす奈勿尼師今以後に於て、三國の關係も漸く頻繁となり、「三國互に制して、誇誕を逞することが出来ない」事情となるのであるから、略々信ずるに足るべきものと認められるのであり、而も我が國史に於ては神功應神の御世に於て始めて韓半島遠征の物語が掲げられて居り、その物語の内容はもとより信ずるに足らざるものではあるが、とにかくも神功皇后攝政の時、半島遠征の事が行はれ、始めて我が國

と半島諸國との關係が密接なるものあるに至つたといふだけのことは、口碑傳説としても殘存し得べき譯であるから、百濟の近肖古王薨後、近仇首、枕流、辰斯の諸王を以て神功皇后と同時代に比定する書紀の記事にも、多少の據るべきものがあり得たことかと認められるので、西紀三七五年から三八九年まで、即ち以上三王の治世十四年間に、神功皇后の御治世に當るべきは、必ずしも無理とは思へないのであり、なほ應神天皇の御成人を考慮する時は更に近肖古王の治世の中で十年乃至十五年程は、皇后攝政の期間として推算せられ得べき譯であらうと考へられるのである。殊に三國史記によると、近肖古王三十年(西紀三七五年)の條に「古記云、百濟開國已來、未_レ有_下以_ニ文字_一記_事、至_レ是得_ニ博士高興_一、始有_ニ書記_一、然高興未_ニ嘗顯_ニ於他書_一、不_レ知_ニ其何許人_一也、」とあり、日本書紀には應神天皇十五年(甲辰)の條に、百濟王が阿直岐を遣はし、「阿直岐亦能讀_ニ經典_一、云々」この記事があり、翌十六年(乙巳)春二月、王仁來りて「太子菟道稚郎子師_レ之、習_ニ諸典籍於王仁_一」この記事があり、たとひ是等の傳説はそのまま事の眞實を傳ふるものでないとしても、既に近肖古王或は應神天皇の頃よりは、百濟及び我が國に於てそれ〴〵多少の記録を殘存せし事實をば、暗示するものではないかとの疑問をば生ぜしむるに足るのであり、随つて或はこの頃よりはまた多少の史實を傳ふるものあるやにも考へられるので、近肖古王以後に於ける我が國との關係も或は記録による多少の傳へもあり得たかとも推せられるのである。されば神功攝政の御世を以て百濟の近肖古王、新羅の奈勿尼師今以後に比定することは、必ずしも不合理とは考へられないのである。

してみると、日本書紀に西紀二五五年即ち神功攝政五十五年(乙亥)、百濟背古王薨とあるのが、三國史記に西紀三七五年即ち東晉孝武帝寧康三年(乙亥)、百濟近肖古王薨、近仇首王即位元年とあるのと同事實を傳へたもので、神功攝政の御世が二甲百二十年を繰り下げられなければならないといふことは、動かすべからざる事實として認めらるべきものである。同時にそれよりも九年前神功紀四十六年即ち西紀三六六年(丙寅)の條に、「春三月乙亥朔、遣斯摩宿禰于卓淳國、於是卓淳王告斯摩宿禰曰、甲子年七月中、百濟人久氏、彌州流、莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國、而遣臣等、令朝其貴國、故求道路、以至於斯土、若能教臣等、令通道路、則我王必深德君王、時謂久氏等曰、本聞東有貴國、然未會有通、不知其道、唯海遠浪險、則乘大船、僅可得通、若雖有路津、何以得達耶、於是久氏等曰、然即當今不得通也、不若更還之、備船舶而後通矣、仍曰、若有貴國使人來、必應告我國、如此乃還、爰斯摩宿禰、即以下僂人爾波移與卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟背古王、深之歡喜而厚遇焉」とあり、こゝに始めて百濟との交渉を生ずるに至つたとすが如き、同四十七年(丁卯)の條に「夏四月、百濟王使久氏、彌州流、莫古、令朝貢、時新羅國調使、與久氏共詣、於是皇太后、太子譽田別尊、大歡喜之曰、先王所望國人、今來朝之、痛哉不逮于天皇矣、群臣皆莫不流涕」とあるが如き、同四十九年(己巳)の條に「以荒田別、鹿我別爲將軍、則與久氏等共、勅兵而度之、至卓淳國、將襲新羅、時或曰、兵衆少之、不可破新羅、更復奉沙白蓋廬、請增軍士、即命木羅斤資、沙沙奴跪、領精

兵、與ニ沙白蓋廬ニ共遣レ之、俱集ニ于卓淳、擊ニ新羅ニ而破之、因以平ニ定比自炆、南加羅、倅國、安羅、多羅、卓淳、加羅七國、仍移レ兵西廻、至ニ古奚津、屠ニ南蠻枕彌多禮、以賜ニ百濟、於レ是其王肖古及王子貴須、亦領レ軍來會、云々」とあるが如き、同五十年(庚午)の條に「春二月、荒田別等還之、夏五月、千熊長彦、久氏等至レ自ニ百濟」とあるが如き、同五十一年(辛未)の條に「春三月、百濟王亦遣ニ久氏朝貢(中略)、即年、以ニ千熊長彦、副ニ久氏等、遣ニ百濟國、」とあり、同五十二年(壬申)の條に「秋九月、久氏等從ニ千熊長彦詣之、則獻ニ七枝刀一口、七子鏡一面」とあるが如き、もとより神功皇后や百濟王などの語として記るされてゐる部分だが、後世の作爲なるべきことは疑ひなきところではあらうが、とにかくも既に百濟方面の史料をも参照され得べき時代のことであるから、略、史實を傳ふるものとして見るも、大なる誤解ではあるまいと考へられるのである。

なほ、三國史記によると、高句麗の故國原王十二年(西紀三四二年、東晉成帝咸康八年壬寅)の條に「冬十月、燕王皝遷都ニ龍城、立威將軍翰、請下先取ニ高句麗、後滅ニ宇文、然後中原可圖、高句麗有ニ二道、其北道平濶、南道險狹、衆欲レ從ニ北道(中略)、十一月、皝自將ニ勁兵四萬、出ニ南道、以ニ慕容翰、慕容霸ニ爲ニ前鋒、別遣ニ長史王寓等、將ニ兵萬五千、出ニ北道、以來侵、王遣ニ弟武、帥ニ精兵五萬、拒ニ北道、自帥ニ羸兵、以備ニ南道、慕容翰等先至戰、皝以ニ大衆繼レ之、我兵大敗(中略)、諸軍乘レ勝、遂入ニ丸都(中略)、會王寓等、戰ニ於北道、皆敗沒、由レ是皝不ニ復窮追(中略)、發ニ美川王墓、載ニ其尸、收ニ其府庫累世之寶、虜ニ男女五萬餘口、燒ニ其宮

室、毀_二丸都城_一而還」とあり、翌十三年の條には、「春二月、王遣_二其弟、稱_レ臣入_二朝於燕、貢_二珍異、以_レ千數、燕王皝乃還_二其父尸、猶留_二其母、爲_レ質」とあり、更に十五年の條には、「冬十月、燕王皝使_二慕容恪_一來攻、拔_二南蘇、置_レ戍而還」とあり、二十五年の條には、「冬十二月、王遣_二使詣_二燕、納_レ質修_レ貢、以_レ請_二其母、燕王雋許_レ之、遣_二殿中將軍刀龕、送_二王母周氏_一歸_レ國、以_レ王爲_二征東大將軍營州刺史、封_二樂浪公王_一如_レ故」と見えて居り、是等の事實は晉書、北史、通鑑等に記するところと同様であるから、主として支那の史料によりて記るされしものなることは明かで、當時鮮卑の慕容氏によりて剋建せられた所謂前燕國は、虜の後皝、備を経て益々強盛となり、遼東方面に於て高句麗國は全然その發展の道を塞がれてしまつたので、今や南方に向ひ、半島方面にその領土を開くの外はないことゝなつたやうであり、三國史記、高句麗本紀、故國原王三十九年(東晉太和四年、百濟近肖古王二十四年、西紀三六九年)の條には、「秋九月、王以_二兵二萬、南伐_二百濟、戰_二於雉壤、敗績」とあり、同四十一年の條には、「冬十月、百濟王率_二三萬、來攻_二平壤城、王出_レ師拒_レ之、爲_二流矢所_レ中、是月二十三日薨、葬_二于故國之原」と見えてゐる。同時に三國史記百濟本紀には近肖古王即位後二十年間は殆んど全く歴史的記事がなく、二〇〇一年(東晉太和元年丙寅、西紀三六六年)の條に至り、始めて「春三月、遣_二使聘_二新羅」とあり、同二十三年の條にも亦、「遣_二使新羅、送_二良馬二匹」とあり、同二十四年の條には、「秋九月、高句麗王斯由、帥_二步騎二萬、來屯_二雉壤、分_レ兵侵_二奪民戶、王遣_二太子、以_レ兵經_二至_二雉壤、急擊_二破之、獲_二五千餘級、其虜獲分_二賜將士、冬十一月、大閱_二於漢水南、旗幟皆用_レ黃、

とあり、同二十六年の條には、「高句麗舉兵來、王聞之、伏兵於淇河上、俟其至、急擊之、高句麗兵敗北、冬、王與太子、帥精兵三萬、侵高句麗、攻平壤城、麗王斯由、力戰拒之、中流矢死、王引軍退、移都漢山」と見えてゐる。

而して、西紀三六六年即ち近肖古王二十一年丙寅は、恰かも神功紀四十六年丙寅に相當し、書紀にはこの年卓淳國に使した斯摩宿禰が、倭人爾波移と卓淳人過古との二人をば百濟國に遣はし、百濟肖古王の厚遇を受けたことを傳へてゐるのであり、翌年の夏四月に百濟王が久氐、彌州流、莫古を使として我が國に朝貢せしめ、新羅國の調使と共に詣つたことを記してゐるのである。而も「於是皇太后、太子譽田別尊、大歡喜之曰、先王所望國人、今來朝之、痛哉不逮于天皇矣、群臣皆莫不流涕」と見えてゐるのであるから、百濟使節の來朝はこの時に始まるものとなす書方であり、曩に神功皇后征韓の物語に「於是、高麗百濟二國王、聞新羅收圖籍、降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而歎曰、從今以後、永稱西蕃、不絕朝貢、故因以定內官家、是所謂之三韓也」と見えて居り、また古事記にも「故是以、新羅國者、定御馬甘、百濟國者、定渡屯家」とある記事と全く矛盾する事實は、却つて神功紀四十六年四十七年の傳への、史實に近きものあるべきを思はしむるのであり、殊に半島に於ける事情より見るも、百濟に對する高句麗の壓迫漸く大ならんとするものがあり、頻に新羅との親善を求めてゐたらしくも思はれる時代であるから、自然に我が國との親善を欲せしことも、もとよりあり得べきこと

であらうと推せられるので、神功紀四十六年丙寅及び四十七年丁卯の記事は、西紀三六六年即ち百濟近肖古王二十一年丙寅及び西紀三六七年即ち近肖古王二十二年丁卯の史實として比定せらるべき傳へであらうと考へられるのである。随つてまた神功紀四十九年己巳の傳へや、五十年庚午、五十一年辛未、五十二年壬申の記事なども、それ〴〵西紀三六九年、三七〇年、三七一年及び三七二年に比定せられ、亦多少の史實を傳ふるものとして、認められ得べきことゝ推せられるのである。

かつまた、神功紀四十六年の條に「春三月乙亥朔、遣_ニ斯摩宿禰于卓淳國、於_レ是卓淳王告_ニ斯摩宿禰_一曰、甲子年_{〇〇}七月中、百濟人久_ニ氏、彌州流、莫古三人、到_ニ於我土_一曰、云々」とある記事の「甲子年」が「西紀三六四年甲子」を意味するものなることは、神功紀四十六年が西紀三六六年と認めらるゝことゝ相應じて、合理的の比定であらうと考へられるのであり、その物語に著しき潤色の加へられ居ることは、もとより疑ひなきところではあるが、ともかくもこの頃より百濟に於ても我が國との交渉を希望するに至りしことは、曩に述べしが如き、半島の形勢より見ても、あり得べきことゝ考へられるのであり、支那の史籍に百濟入貢記事の始めて見えてゐるのが、晉書簡文帝紀咸安二年即ち西紀三七二年である事實なども、また是等の史實と調和とを保つものと認められるのである。

されば、もし以上の考察にして誤りなしとすれば、少くとも西紀三六四年が神功皇后攝政の期間に入るべきは、當然であらうと考へられるのであり、もしまたその新羅遠征の事實が多少の根據ある傳へで

あるとすれば、恐らくその頃の出來事として認むべきであらうと思はれるので、神功皇后攝政の始めは、恐らく西紀三六〇年頃より以上に溯るべしとは思はれないのである。三國史記によれば、新羅本紀卷第三奈勿尼師今九年（西紀三六四年）の條に、「夏四月、倭兵大至、王聞之、恐不可敵、造草偶人數千、衣衣持兵、列立吐含山下、伏勇士一千於斧峴東原、倭人恃衆直進、伏發擊其不意、倭人大敗走、追擊殺之、幾盡」と見えてゐるのであり、その記するところは、我が國の傳へとは全然相反してゐるのではあるが、古代に於ける戰役が互に自國に有利に傳へられることは、あり勝ちのことで、明かに我が軍の失敗であつた豐太閤の朝鮮役ですらも、我が國に有利なるが如く傳へられてゐたことは、吾等の記憶にも新たなるところであるから、何れの傳へもそのまゝに之れを信ずることは出來ないのであるけれども、而もその勝敗に關する部分を除けば、何れも我が國と新羅との大戰について傳へてゐるのであるから、我が國に於て所謂神功皇后の三韓征伐として傳ふるところのものは、恐らく三國史記に新羅奈勿尼師今九年即ち西紀三六四年（甲子）夏四月に、「倭兵大至」とある事實に相應するものではないかと推せられるのであり、その年七月中に百濟人の久氏、彌州流、莫古三人が卓淳國に至り、我が國に通せんことを求めたといふ傳へとも、調和を保つことが出來得るやに考へられるのである。

してみると、古事記注に仲哀天皇の崩御年を以て、壬戌年となすものも、西紀三六二年壬戌を意味するものとして何等の不都合を認めざるのみならず、寧ろ崩御後二年にして征韓の大師を出されたと見る

ことは、確かにその可能性大なるものあるを認めざるを得ないのである。されば應神天皇の元年即ち神功皇后攝政元年が西紀三六三年に始まるものと推定し、それより西紀三八九年頃まで二十六年間が攝政期間で、應神天皇御年二十八歳にして政治を親らし給うたものとして、認むべきではないかと推考せられるのである。蓋し西紀三八五年乙酉冬十月に百濟の枕流王が薨せし時までには、なほ神功皇后攝政の御時であつたことは、日本書紀の記するところに従ふべきであらうと思はれるのであり、かつまた應神天皇三年をば西紀三九二年となす日本書紀の記事を認むるとすれば、恰も西紀三八九年が攝政の末年たるやに推せられるのであり、而もそれは應神天皇の御寶算より見ても、決して無理ならざるところであらうと考へられるのであるし、またかの廣開土境好太王の碑文に、「倭以辛卯年、來渡海、破百殘、□□新羅、以爲臣民」とある「辛卯年」即ち西紀三九一年が、以上の推定によると應神天皇の實權を握り給うてから二年目に當るといふことなども、事實上あり得べきことのやうにも思はれるのである。

或は、古事記應神天皇の條に「百濟國主照古王、以牡馬壹足牝馬壹足、付阿知吉師、以貢上」とあるにより、「古事記には應神天皇の卷に照古王の名が出てゐながら、書紀には神功紀に既に貴須、枕流二王の代となつてゐるやうに書いてあるが、これは例の年代を引きのばしたゝめに生じた混亂であるから、應神天皇の御宇の少くとも初は、肖古王の時代と見るのが穩當である」といふ議論も見えるのであるが（津田左右吉氏著古事記及び日本書紀の新研究一三一—二頁）、然し古事記には元來書紀のやうに神功皇后の攝

政時代なるものを一期として認めてゐないのであるから、書紀に所謂神功攝政時代の出來事は古事記では即ち應神天皇の御宇として記るべきことは當然である。もとより阿直岐の來朝は書紀でも應神紀十五年の條に記るしてゐるのではあるが、元來阿直岐や王仁に關する是等の物語が果してどこまで史實として信ぜられるべきやすら、疑問とせられてゐるところであるから、是等の物語はたゞ應神天皇の御世には既に百濟との間に密接な關係交渉があつたといふ事や、當時既に漢文字が使用せられて居り、當時の出來事に關する多少の記録が残存してゐたものではないかといふ事などを、指示するより以上意義を有しないものである。されば古事記に照古王の時云々といふ記事があつたからとて、それが果して書紀の記載以上にどれだけ信ぜらるべきものであるか疑問であり、殊に紀年については甚だ無頓著である古事記の記事を以て、肖古王の年代を比定すべき有力なる證據であるかの如く取扱ふことは頗る危険であらうと考へる。されば予は寧ろ曩に述べた通りに神功紀應神紀と三國史記東國通鑑との干支及び史實の一致を以てこの時代の紀年を決定することが、この場合最も合理的の方法であらうと信ずるのである。

そこで、つぎに考ふべきは、應神天皇の御治世をば何年までとして認むべきかといふ問題であるが、この事については既に曩に詳論したところであり(史學第八卷第二號六六一七五頁參照)、應神天皇の崩御年を以て東晉の安帝義熙十年(即ち西紀四一四年)甲寅の歲(即ち廣開土境好太王の碑が建てられた年)となすことが、最も可能性大なるものであると考へる。かの日本書紀應神天皇紀二十五年(甲寅)の條に「百

濟直支王薨、即子久爾辛立爲王」とあり、その實、宋の永初元年（西紀四二〇年）庚申の歲なるを誤傳せるが如きも、亦直支王の死が應神天皇の御世に起つたとなす事實よりも、寧ろ應神天皇の崩御が甲寅の歲に關聯せる事實を暗示するものではあるまいかとも疑はるゝのである。殊に同三十九年（戊辰）の條に「百濟直支王、遣其妹新齊都姬、以令仕」との記事を見ることは、それよりも十四年前既に直支王が薨ぜりとなす曩の記事を否定するものであり、たゞ應神天皇の御世が直支王の時代に相當せし事實を指示するものとしてより以上には、何等信すべき史料ではあるまいと考へる。

されば、好太王碑文に永樂六年丙申「王躬ら水軍を率ゐて百殘國を討つた」とあるのは、西紀三九六年（東晉孝武帝太元二十一年）であるから、即ち應神天皇三十四年（神功皇后攝政初年即ち西紀三六三年）をば應神天皇元年と見て）に當つて居り、同九年己亥「百殘違誓與倭和通、王巡下平穰、而新羅遣使白王云、倭人滿其國境、潰破城池、以奴客爲民、云々」とあるのは、西紀三九九年（東晉安帝隆安三年）であるから、應神天皇三十七年に當り、同十年庚子に「教遣步騎五萬、住救新羅、從男居城、至新羅城、倭滿其中、官兵方至、倭賊退、云々」とあるのは西紀四〇〇年（東晉隆安四年）即ち應神天皇三十八年であり、永樂十四年甲辰に「倭人が帶方界に侵入し、平穰に及んだらしいのは、西紀四〇四年（東晉安帝元興三年）即ち應神天皇四十二年であり、同十七年丁未の「合戰」は、西紀四〇七年（東晉安帝義熙三年）即ち應神天皇四十五年に當ることゝなるのである。たゞ是等の史實に相當すべき記載をば、我が古事記日本書紀の

中に覓むることは、もとより全然不可能のことである。されどまた之れを三國史記の記載と比較するに高句麗本紀によると廣開土王談德即位の年秋七月に「南伐百濟、拔十城」とあり、同二年秋八月に「百濟侵南邊、命將拒之」とあり、同三年秋七月に「百濟來侵、王率精騎五千、逆擊敗之、餘寇夜走、八月築國南七城、以備百濟之寇」とあり、同四年秋八月に「王與百濟戰於泚水之上、大敗之、虜獲八千餘級」とあり、この最後の戦役が百濟本紀に「阿莘王四年秋八月、王命左將眞武等、伐高句麗、麗王談德親帥兵七千人、陣於泚水之上、拒戰、我軍大敗、死者八千人、云々」とある記事に相當するもので、好太王碑文に「以六年丙申、王躬率水軍、討利殘國、云々」とある戦役と同一事實を傳へしものであらうと考へる。たゞ三國史記では好太王四年、阿莘王四年即ち東晉孝武帝太元二十年乙未(西紀三九五)のこと、なつてゐるが、碑文によると「六年丙申」即ち東晉孝武帝太元二十一年のこと、なつて居り、その間一年の差違が認められるのである。その「六年」とあるのは、好太王の即位年代が三國史記のは碑文よりも一年だけ後れてゐる爲めである。また同様に三國史記百濟本紀阿莘王六年丁酉(東晉安帝隆安元年、西紀三九七年)の條に、「夏五月、王與倭國結好、以太子腆支爲質」とあるのは、碑文の九年己亥、即ち東晉隆安三年の條に、「百殘違誓、與倭和通」とある記事に一致するもので、曩に表示した應神紀八年丁酉の條注記所引百濟記に記するものと、同一であらうと思はれるが、而も碑文に見えてゐるその年、新羅よりの救援を乞うたといふ事實、翌十年庚子に步騎五萬の援軍を出して、新羅を救ひ、倭人を擊退したといふ事實

また十四年甲辰に倭人が帶方界を侵し、平穰に及んだといふ事實、及び十七年丁未の合戦に關する事實に照應すべき記事は、遂に之れを見出すことが出來ないのである。たゞ新羅本紀の新羅奈勿尼師今三十八年癸巳(東晉太元十八年、西紀三九三年)の條に、「夏五月、倭人來圍金城(中略)乃閉城門、賊無功而退、王先遣勇騎二百、遮其歸路、又遣步卒一千、追於獨山、夾擊大敗之、殺獲甚衆」とあるものが、或は碑文に「倭以辛卯年、來渡海、破百殘、□□新羅、以爲臣民」とある事實の傳説化しかつ年代を誤傳したものでないかとも疑はれるのであるが、如何であらうか。なほ百濟本紀辰斯王八年壬辰(西紀三九二年)の條に、「秋七月、高句麗王談德、帥兵四萬、來攻北鄙、陷石峴等十餘城、王聞談德能用兵、不得出拒、漢水北諸部落多沒焉」とあるのは、曩に掲げた高句麗本紀廣開土好太王即位元年の記事に照應するものであり、翌阿莘王二年秋八月、同三年秋七月の記事は、同じく廣開土好太王二年秋八月、同三年秋七月の記事と相應するのであるけれども、好太王碑文中には全く是等に相當すべき記事を見ないのである。すなはち朝鮮の史書に於てすら、當年の史實を傳ふることかくの如く空疏不正なのであるから、我が記紀の記載が殆んど全く碑文の記事に一致しないのも、もとより怪しむに足らないのであり、爲めにその王の没後二年にして建てられた、この碑文の記載を疑ふべき理由とはならないのである。

つぎに、仁徳天皇の崩御年も曩に述べたやうに(史學第八卷第二號七五—六頁參照)、宋書文帝紀との比較上より見て、恐らく宋の元嘉七年即ち西紀四三〇年までは仁徳天皇の御代であつたこと、推せられ

るで、古事記注に「丁卯年」となす傳へも、日本書紀に「己亥年」となす傳へも、共に誤りと見なければならぬのであり、宋への遣使もその御一代中三回に上つて居り、我が國勢の最も盛であつた御代と推せられるのである。随つて履仲天皇の御代は古事記注に「壬申年正月三日崩」とある記事によると、恐らく二年以内となるのであり、その御代の短いことは、遣宋使節の事もなかつたとして解すべき點とも調和するもので、穩當なる推定かと考へられるのである。(史學第九卷第三號四五—七頁參照)さればかの履仲紀四年の條に、「始之於諸國、置國史記言事、達四方志」とあるのも、果して事實であるか否かは斷定出來ないが、とにかくも應神紀に於ける阿直岐、王仁の渡來傳説と同じく、應神、仁德、履仲諸天皇の御代には既に文字使用のことが行はれてゐた事實を暗示するもので、當時我が國の文化が大に發達せしことを、推想せしむるものであらうとも思はれるのである。つぎに宋書文帝紀によると、元嘉十五年(西紀四三八年)の條に「倭王珍遣使」との記事が見えて居り、宋書倭國傳に「讚死、弟珍立、遣使貢獻、云々」とあるに當るものと思はれるが、恰かもその年は古事記注に反正天皇(即ち珍)の崩御年として記るされた「丁丑年」(即ち西紀四三七年)の翌年に當り、珍の遣使はこの一回だけとなつてゐるのであり、或は反正天皇の崩御年も誤つてゐるのではないかとも思はれるが、また或は元嘉十四年天皇崩御前に出發した使節が、翌元嘉十五年に宋都に達し、文帝に謁せしものとして見ることも可能であるから、反正天皇の崩御年を西紀四三七年丁丑となす古事記注の傳へは、必ずしも不當として之れを否定すべきではあるまいとも考へ

られるのである。

それから、允恭天皇の御代であるが、宋書倭國傳によると、元嘉二十年(西紀四四三年)に「倭國王濟、遣使奉獻、復以爲安東將軍倭國王」とあり、また元嘉二十八年(西紀四五一年)に「加使持節都督、倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事、安東將軍如故、并除所上二十三人軍郡」と見えてゐるので、濟即ち允恭天皇の御代が少くとも西紀四五一年まで存続したことは疑ひないのであり、随つて書紀に西紀四五三年(癸巳)春正月乙亥朔戊子(十四日)崩となつて居り、古事記注には翌甲午年(西紀四五四年)正月十五日崩とあり、兩者の間に一年の相違はあるが、何れも正月といふ點では一致してゐるのであり、是等の紀年はその何れを取るも、必ずしも大に不合理なるものとは思はれないのである。

然るに、宋書孝武帝紀によると、大明四年(西紀四六〇年)の條に、「十二月丁未、倭國遣使獻方物」とあり、また大明六年(西紀四六二年)の條に、「三月壬寅、以倭國王世子興爲安東將軍」と見えて居り、前者は宋書倭國傳に「濟死、世子興遣使貢獻」とあるに當り、後者はつぎに「世祖大明六年、詔曰、倭王世子興、奕世載忠、作藩外海、稟化寧境、恭修貢職、新嗣邊業、宜授爵號、可安東將軍倭國王」とあるに當るものと認められるのであるが、恐らく大明四年十二月に宋都に著した倭國の使節は、大明六年三月までそのまゝ滞在したらしく推せられるのであり、もしこの紀年に誤りなしともすれば、「興」に比定さるべき安康天皇の御代は、日本書紀に西紀四五六六年の崩御とあるは誤りで、少くとも大明四年即ち西紀

四六〇年頃までは、その御治世に入るべきであらうと推せられるのである。たゞ何故に倭國王濟の後を承けた「興」に限りて、宋書に之れを「世子」といふのであるか疑はしいのであるが、日本書紀によると穴穗皇子即ち安康天皇はまづ太子を自殺せしめて皇位に登り、ついで讒を信じて無辜の大草香皇子を殺し、遂に大草香皇子の子眉輪王に弑せられ給ひしものと傳へてゐるのであり、穴穗皇子の即位には種々複雑な事情があつたらしいのであるから、その宋への遣使の時は、或はなほ未だ眞に即位せられてゐなかつたものかとも推考せられるのである。

而して、反正天皇より安康天皇に至る三代の御治世に相當する時代に於ける、宋書の是等倭國關係の記事に對し、日本書紀古事記の中には全然之れに對應すべき記載を見ないのであるが、ついで雄略天皇の御代に於ける遣使については、曩に既に詳論せし通りに、兩者の間に相照應する記事が認められるのであり(史學第八卷第二號七六一―八一頁參照)、恐らく雄略紀八年春二月遣使の記事が、宋書の昇明元年冬十一月己酉、倭國遣使の記事に應ずるものであり、雄略紀の十二年夏四月遣使の記事が、宋書の昇明二年五月戊午、倭國王武遣使の記事に應ずるものであらうと推せられるのである。かくて暫らく遣使のこと中斷せられ、ついで推古天皇八年の遣隋使節となるのであるから、随つて雄略天皇以後推古天皇以前の紀年に對しては、支那の史料はもはや何等の援助をも與ふところがないのである。けれどもこの間韓半島諸國との關係交渉は頗る密接なるものがあつたのであるから、更にこの方面の史料をも參照す

べき要あるを認むるのである。蓋し雄略天皇の崩御紀年は、日本書紀によると、南齊の建元元年己未即ち西紀四七九年となつてゐるのであるが、古事記注では「己巳年八月九日崩也」とあるので、これによると南齊武帝永明七年己巳即ち西紀四八九年となる譯である。然るに雄略天皇紀二年(戊戌)の條に「秋七月、百濟池津媛、違_レ天皇將_レ幸、淫_レ於石河楯、天皇大怒、云々」とある本文の注に

百濟新撰云、己巳年、蓋鹵王立、天皇遣_レ阿禮奴跪、來索_レ女郎、百濟莊_レ飾慕尼夫人女、曰_レ適稽女郎、貢_レ進於天皇、

とあり、同五年(辛丑)の條に「夏四月、百濟加須利君蓋鹵王也、飛_レ聞池津媛之所_レ燔殺適稽女郎也、而籌議曰、昔貢_レ女人_レ爲_レ采女、而既無_レ禮、失_レ我國名、自今以後、不_レ合_レ貢_レ女、乃告_レ其弟軍君岷支君也曰、汝宜_レ往_レ日本、以事_レ天皇、云々」とある本文の注に

百濟新撰云、辛丑年、蓋鹵王(遣王)遣_レ弟琨支君、向_レ大倭侍_レ天皇、以脩_レ先生之好_レ也、と見えて居り、同二十年(丙辰)の條に「冬、高麗王大發_レ軍兵、伐盡_レ百濟、云々」とある本文の注に、

百濟記云、蓋鹵王乙卯年冬、狛大軍來、攻_レ大城、七日七夜、王城降陷、遂失_レ尉禮國、王及太后王子等、皆沒_レ敵手、

とあり、同二十一年(丁巳)の條に、「春三月、天皇聞_レ百濟爲_レ高麗_レ所_レ破、以_レ久麻那利、賜_レ汝洲王、救_レ興其國、々とある本文の注に

汶洲王盖鹵王母弟也、日本舊記云、以久麻那利、賜末多王、盖是誤也、云々と見えて居り、同二十三年(己未)の條に、

夏四月、百濟文斤王薨、天皇以昆支王五子中、第二末多王幼年聰明、勅喚内裏、親撫頭面、誠勅懇懃、使王其國、仍賜兵器、并遣筑紫軍士五百人、衛送於國、是爲東城王、

と見えてゐるのである。そしてその年八月に崩ぜられたこととなつてゐる。

是等の記事をば三國史記百濟本紀の所載に對照するに、盖鹵王慶司の即位が宋の孝武帝孝建二年乙未即ち西紀四五五年となつて居り、その在位二十一年の後、その子文周王の即位が宋の元徽三年乙卯即ち西紀四七五年であり、その在位三年の後その長子三斤王の即位が宋の順帝昇明元年丁巳、即ち西紀四七七年であり、その在位三年の後、その弟昆支の子東城王の即位が昇明三年即ち南齊の建元元年己未西紀四七九年となつてゐるのであるから、東城王の即位が南齊の建元元年己未で、日本書紀に雄略天皇二十三年己未とあるに一致し、西紀四七九年に當るべきことは疑ひないこと、認められるのであるが、三斤王の即位については、日本書紀には記載がなく、百濟本紀に三斤王(書紀の文斤王)即位の年となつてゐる、宋の昇明元年丁巳即ち西紀四七七年に相當する、雄略天皇紀二十一年の條には、春三月に「以久麻那利、賜汶洲王、救興其國」との記事が見えるだけである。汶洲王が文周王であることは百濟本紀にも「或作汶洲」とある位で、疑問はないのであり、その王の薨じたのは、その年の冬十一月とあるので、雄

略天皇がその年三月に汝洲王を救ひ賜うたといふ事實は、その年十一月に王の長子三斤王が即位したといふ事實と、何等の矛盾をも生じないのであるから、何れも西紀四七七年の出來事として認むることに何等の無理も感じないのである。随つて日本舊記の記事の誤謬なることは、書記注記にいふ通りである。また盖鹵王の死が高麗の大軍の來攻によりて戰死せしものなることは、百濟本紀盖鹵王二十一年(乙卯)の條に、「秋九月、麗王巨璉、帥兵三萬、來圍王都漢城、王閉城門、不能出戰、麗人分兵、爲四道夾攻、又乘風縱火、焚燒城門、人心危懼、或有欲出降者、王窘不知所圖、領數十騎、出門西走、麗人追而害之、云々」とある記事に當るのであり、随つて雄略天皇紀二十年(丙辰)の條に、「冬、高麗王大發軍兵、伐盡百濟」とあるのは誤りで、百濟記に「盖鹵王乙卯年冬、獬大軍來攻大城、云々」とある方が、その紀年は百濟本紀に一致するのであり、たゞ秋と冬との相違を見るだけである。されば文周王の即位は雄略天皇紀の十九年乙卯即ち西紀四七五年であると認むべきものと推せられるのである。たゞ琨支王來朝の事實については、三國史記に全くその記事を見ないのであるから、之れを對比することは出來ないのであるが、もし日本書紀及び百濟新撰に何れも「辛卯年」とある紀年が信ぜらるべきものであるとすれば、盖鹵王七年、宋大明五年、雄略天皇紀五年、西紀四六一年の出來事として見なければならぬこととなるのである。然るに曩に論ぜしが如く、少くとも雄略天皇紀四年即ち西紀四六〇年までは、安康天皇の御代として見なければならぬ事情にあるので、雄略天皇の元年は恐らく西紀四六一年即ち「辛丑

年」に始まるものではないかと推考せられるのである。もし果して然りとすれば、日本書紀に雄略天皇の即位元年を以て宋の大明元年丁酉即ち西紀四五七年となすは誤りで、宋の大明五年辛丑即ち西紀四六一年に改訂しなければならぬこととなるのである。たゞ雄略天皇紀注所引百濟新撰に「己巳年、蓋鹵王立」とあるのは、三國史記に「乙未年」即ち孝建二年西紀四五五年を以て蓋鹵王慶司即位元年となすのと一致しないばかりでなく、曾ても論じたやうに蓋鹵王の即位を以て「己巳年」となすことは、その他の諸種の事情とも調和しないのであるから（「日本の國號に就いて」参照）琨支君を以て蓋鹵王の弟となすことなど、共に、何れも百濟新撰の誤謬と認めなければならぬのである。また古事記注に雄略天皇の崩御年をば「己巳年」となすことも、もし之れによれば南齊武帝永明七年己巳即ち西紀四八九年に當てなければならぬこととなるのであるが、かくては日本書紀の仁賢天皇二年まで雄略天皇の御治世に包括しなければならぬこと、なるのであり、清寧顯宗兩天皇の御代は之れを仁賢天皇三年以後に壓縮しなければならぬので、爲めに種々の無理を敢てしなければならぬこととなるのであるから、この點は寧ろ書紀の紀年に従つて、雄略天皇の崩御をば西紀四七九年として認むることが、最も穩當なる處置であらうと考へる。

それから、清寧、顯宗、仁賢の三天皇については、他に何等據るべきの記録がないのであるから、書紀の紀年に従ふの外はないのであるが、而も清寧天皇の御世をば五年、顯宗天皇の御世をば三年、仁賢

天皇の御世をば十一年となすその紀年は、決して何の據るところなく勝手に作爲せられたものとは思はれない年數となつて居り、かつまた隱陽五行説や讖緯説などによりて説明せらるべき性質のものとも思はれないので、已に時代も大に下つて居り、多少の記録も殘存し得たものと推せられるのであるから、たとひそれ等の書紀の紀年に多少の誤謬が存するとするも、大に訂正を必要とする程に、甚しきものではあるまいと考へられるのである。たゞ古事記顯宗天皇記の始めに、「坐_三近飛鳥宮、治_三天下_一捌歲也」とあり、またその最後のところにも、「天皇御年參拾捌歲、治_三天下_一八歲、御陵在_三片岡之石坏岡上_一也」と見えて居り、その御在位年數をば八年と見てゐるのであるから、日本書紀に同天皇の御在位年數を三年となしてゐるのは、五箇年の差違があるものであり、もし古事記の傳へに従へば、清寧天皇或は仁賢天皇の御在位年數に影響を及ぼさなければならぬ事情となる譯である。けれども古事記のこの記事が日本書紀の記載以上に果してごれだけ信頼せられ得べき傳へであるか、之れを確かむべき何等の手掛りもないのであるから、今は暫らく正史の傳へに従ふの外はないのである。

つぎに、武烈天皇については、日本書紀武烈天皇紀四年(壬午)即ち西紀五〇二年(梁武帝天監元年)の條に、

是歲、百濟末多王無_レ道、暴_三虐百姓、國人遂除、而立_三嶋王、是爲_三武寧王、

とあり、その注に引ける百濟新撰にも、「末多王無道、暴_三虐百姓、國人共除、武寧立、諱斯麻王、是混支王之

子、則未多王異母兄也」と見えてゐるのであるが、三國史記百濟本紀には「武寧王諱斯摩或云隆牟大王之第二子也」とあり、武寧王を以て「牟大王」即ち日本書紀の「末多王」の第二子であるとなし、また牟大王即ち東城王は「文周王弟昆支之子」とあるのであるから、斯摩王を以て混支の子となし或は末多王の異母兄となす百濟新撰の記事は、もとより誤謬であらうけれども、同じく百濟本紀によると、牟大王即ち東城王の二十三年(辛巳)即ち西紀五〇一年(南齊和帝中興元年)の條に、

十一月、獵於熊川北原、又田於泗泚西原、阻大雪、宿於馬浦村、初王以舊加鎮加林城、加不欲往、辭以病、王不許、是以怨王、至是使人刺王、至十二月、乃薨、諡曰東城王、

とあり、東城王の死後王の第二子武寧王が直ちにその位を繼承したこととなつてゐるのであり、日本書紀武烈天皇紀に記するところ、東城王退位の事情に關する傳へを異にし、また年代にも一年の差違があるやうではあるが、その實王の死は西紀五〇一年の十二月に起つたことであるから、その事實の我が國に傳はつたのは當然翌五〇二年のことであつたらうと推せられるのであり、而もその公けに喪を發するのは多少遅るゝのが普通であるから、我が國では五〇二年に薨ぜしものとして傳へられたことは、十分にあり得べきことであらうと思はれるので、書紀の記載はその内容の誤傳はとにかくとして、その年代の點に於ては、寧ろ比較的正確なるものとして認められ得るのである。さればこの一事によりても、武烈天皇紀の紀年が決して勝手に作爲せられたものでなく、記録の據るべきものありて記るされしこと

は明かであるが、なほ古事記武烈天皇によると、その最初に「坐_二長谷之列木宮、治_二天下_一捌_〇歲也」とあり、その御在位年が八年であつたことを記してゐるのであり、この場合は日本書紀に御在位年を八年としてゐるのと一致するのであるから、この記事も亦その御代の紀年の確實性に多歩の援助を與ふるものとして認められ得るのである。

されど、繼體天皇の紀年については、書紀の編者自らもその古記録の取捨に苦しんだものゝやうで、繼體天皇紀の最後に「天皇二十八年歲次甲寅崩」といふ「或本」の記事と、「大歲辛亥三月（中略）、是月、高麗弒_二其王安_一、又聞、日本天皇及太子皇子俱崩薨、云々」とある百濟本記の記事を引いて、書紀の紀年が百濟本記の記事に據つたことを明かにしてゐるのであるが、三國史記高麗本紀によると、書紀の高麗王安即ち安臧王興安の死はやはり梁武帝中大通三年辛亥（西紀五三一年）夏五月となつて居り、日本書紀所引百濟本記の傳へと同様であるけれども、日本天皇に關する記事は全然見ないのであるから、書紀編者がその百濟本記の記事によりて、繼體天皇の御世を二十五年間と斷定せしことが、果して正當であるや否やは全く不明である。また古事記注には「丁未年四月九日崩也」と見えてゐるのであるが、然し之れによると丁未の年は繼體天皇二十一年に當るのであるから、その御治世は二十一年となり、而もつぎの安閑天皇との間に空位六年を認めることは不合理であるので、安閑天皇の御治世をば八年間として見るの外はないのである。けれどももしこれを認むるとすれば、筑紫國造磐井の鎮定を始め、加羅新羅百濟等に關

聯せる多くの重要な事件をば、皆悉く安閑天皇の御代の出來事として見なければならぬことゝなるのであり、この時代の史實に關し、書紀の編者がこれ程の誤謬を悟らなかつたとは、到底考へられないことであるから、古事記注の紀年も亦もどより採るべきではあるまいと考へられるのである。のみならず、その記事の内容について見るも、その百濟、任那、伴跋、新羅等に對する關係について、後世の作爲とは思へない比較的詳細な記事が傳へられて居り、殊にその十七年(癸卯)即ち梁武帝普通四年(西紀五二三年)の條には「夏五月、百濟國王武寧薨」とあり、三國史記百濟本紀の武寧王二十三年即ち梁武帝普通四年(癸卯)の條に、「夏五月、王薨、諡曰武寧」とある記事とその年月合致するが如き、繼體天皇の紀年については、相當に信賴すべき史料に、依據せしものなるべきことを思はしむるのである。されば予は繼體天皇の崩御紀年は古事注によるよりも、寧ろ日本書紀の記載に従ふことがより穩當であらうと考へるのであるが、而もつぎの安閑天皇との間に二年間の空位を置くことは、如何かと疑はれるのであり、書紀本文によると繼體天皇はその二十五年春二月辛丑朔丁未に大兄廣國押武金日天皇即ち安閑天皇を立て、天皇となし給ふた、その日に磐余玉穗宮にて崩ぜられたとあるのであり、安閑天皇の御即位と繼體天皇の崩御との間には全然空位の時日が存しなかつたことゝなつてゐるのに、安閑天皇の元年が繼體天皇の崩御後三年目に置かれてゐるといふことは甚しい矛盾であり、もし繼體天皇の崩御が二十五年(辛亥)春二月であつたとすれば、安閑天皇の元年も亦その年であつたと見なければならぬはずである。

されど、繼體天皇の崩御年をば二十五年辛亥と定めたのは、全く百濟本記に「大歲辛亥三月、師進至于安羅、營乞毛城、是月高麗弑其王安、又聞日本天皇及太子皇子、俱崩薨」とある記事に基きしものなることは、書紀編者の自ら明記するところであり、而も必ずしも之れを以て疑ふべからざる事實であるとして認められたものでないことは、「後勘校者知_レ之也」と附記せることによりても、察せられるところである。然るに書紀の本文には天皇崩御の月は「春二月」とあるのに、百濟本記の文には「三月」とあり、また百濟本記には「日本天皇及太子皇子俱崩薨」とあるのに、書紀の本文には全然太子皇子が俱に薨ぜられた事實を、傳へてゐないのであるから、所謂百濟本記の文なるものも、果してどれだけ信頼せらるべき價值あるものであるか、疑はしいにも拘はらず、たゞその崩御年紀のみ之れに據り、爲めに二年の空位を作り而もその本文との矛盾を顧みざるが如きは、決してその取捨の用意周到なることを示すものとは、認められないのである。されば寧ろ同所に引かれた「或本」に「天皇二十八年、歲次甲寅崩」とある記事により、繼體天皇の御治世をば二十八年までとして之れを認め、天皇は「甲寅年春二月辛丑朔丁未」に崩ぜられ、それと同日に即位された安閑天皇は、その年を以て元年となし給うたとして見る事が、凡べての記事上の矛盾を除くことから見ても、より正當なる取捨ではないかと考へられるのである。

つぎに、安閑天皇の崩御年は、書紀の記載と古事記注の記載とが何れも「乙卯年」で、全く一致して居り、たゞその月日が古事記注では「三月十三日」となつて居るのに對して、書紀には「冬十二月癸酉朔己

丑」とあるので、「十二月十七日」となる點に於て、相違が認められるだけである。けれどもその崩御年を「乙卯年」と見ることに對しては、何等の異說障礙も存しないのであるから、「月日」の點は暫らく不明として、その御治世が約二箇年に亘りしことについては、書紀の記載に従ふも必ずしも大なる誤謬ではあるまいと考へる。同様に宣化天皇の御代についても、亦書紀の記載によるの外は、他に何等の手掛りも存しないのであるが、欽明天皇の御代には、任那官家即ち所謂日本府の滅亡といふ大事件が起つたのであり、隨つて半島の諸國との交渉關係を記るせし部分も、また少くないのである。殊に欽明天皇紀十六年(乙亥)の條に、

春二月、百濟王子餘昌、遣王子惠

王子惠者、威德王之弟也

奏曰、聖明王爲賊見殺

十五年爲新羅所殺、故今奏之

天皇聞而傷恨、迺遣

使者、迎津慰問、云々

とあり、更に同十八年(丁丑)の條に「春三月庚子朔、百濟王子餘昌嗣立、是爲威德王」と見えるのであるが、欽明天皇十五年(甲戌)は梁元帝承聖三年(西紀五五四年)で、恰も三國史記百濟本紀聖王三十二年(甲戌)の條に

秋七月、王欲襲新羅、親帥步騎五千、夜至狗川、新羅伏兵發、與戰、爲亂兵所殺、謚曰聖

と見えてゐるのに合致するのである。日本書紀欽明天皇紀によるに、その八年(丁卯)の條に、夏四月百濟が使人を遣はして、救軍を乞へることがあり、翌九年の條に「冬十月、遣三百七十人於百濟、助築城於

得爾辛」とあり、同十二年の條に「是歲、百濟聖明王親率衆、及二國兵二國謂新羅任那也往伐高麗、獲漢城之地、又進軍討平壤、凡六郡之地、遂復故地」とあり、同十三年の條に「五月戊辰朔乙亥、百濟、加羅、安羅、遣中部德卒本劾今敦、河内部阿斯比多等、奏曰、高麗與新羅、通和并勢、謀滅臣國與任那、故謹求請救兵、云々」とあり、かつ冬十月に更に使を遣して釋迦佛金銅像一驅、幡蓋若干、經論若干卷を獻ぜしことの記事があり、最後に「是歲、百濟棄漢城與平壤、新羅因此入居漢城、今新羅之牛頭方、尼彌方也」と見え居り、同十四年の條には八月更に使人を我が國に遣はして、援軍を乞ふたのであるが、冬十月に「百濟王子餘昌明王子、威德王也悉發國中兵、向高麗國、築百合野塞、眠食軍士、(中略)、俄而倏忽之際、聞鼓吹之聲、餘昌乃大驚、打鼓相應、通夜固守、凌晨起見、曠野之中、覆如青山、旌旗充滿(中略)、於是百濟以鉞刺墮高麗勇士於馬、斬首(中略)、是時百濟歡叫之聲、可裂天地、復其偏將打鼓疾鬪、追却高麗王於東聖山之上」とあり、同十五年(甲戌)の條には

春正月丙申、百濟遣中部木劾施德文次、前部施德日佐分屋等於筑紫、諮內臣佐伯連等曰(中略)、此年之役、甚危於前、願遣賜軍、使逮正月、於是內臣奉勅而答報曰、即令遣助軍數一千、馬一百疋、船四十隻、二月、百濟遣下部扞率將軍三貴、上部奈率物部烏等、乞救兵(中略)、夏五月丙戌朔戊子、內臣率舟師、詣于百濟(中略)、餘昌謀伐新羅(中略)、遂入新羅國、築久陁牟羅塞、其父明王、憂慮餘昌長苦行陣、久廢眠食、父慈多闕、子孝希成、乃自往迎慰勞、新羅聞明王親來、悉發國

中兵、斷レ道擊破、是時、新羅謂ニ佐知村飼馬奴若都更名曰、若都賤奴也、明王名主也、今使ニ賤奴殺ニ名主、冀傳ニ後世、莫レ忘ニ於口、已而苦都乃獲ニ明王、再拜曰、請斬ニ王首、(中略)明王仰レ天、大息涕泣(中略)、乃延レ首受レ斬、若都斬レ首而馘、堀レ坎而埋、(注略)餘昌遂見ニ圍繞、欲レ出不レ得、士卒遑駭、不レ知レ所レ圖ニ有ニ能射人筑紫國造、進而彎レ弓占擬、射ニ落新羅騎卒最勇壯者(中略)、射ニ却圍軍、由レ是、餘昌及諸將等、得レ從ニ間道ニ逃歸、云々

と見えてゐるのであり、三國史記新羅本紀眞興王十五年(甲戌)の條に、

秋七月、修ニ築明活城、百濟王明穰、與ニ加良ニ來攻ニ管山城、軍主角于于德伊滄耽知等、逆戰失レ利、新州軍主金武力、以ニ州兵ニ赴レ之、及ニ交戰、裨將三年山郡高于都刀、急擊ニ殺百濟王、於レ是諸軍乘レ勝大克レ之、斬ニ佐平四人、卒ニ二萬九千六百人、匹馬無ニ反者、

とある記事と共に、百濟本紀なる同年の記載とも合致するのであり、その内容は我が日本書紀の傳ふところ、最も詳細であり、随つて小説的部分も最も多いやうではあるが、ともかくも百濟王聖明がこの年(西紀五五四年甲戌)新羅を攻めて敗死したといふ事實は、三者共に一致するのであるから、我が欽明天皇の記するところが、決して後世の作爲でなく、書紀編纂の當時なほ據るべき文献の存在せしものなることは疑ふべからざるところである。されば百濟の威德王餘昌の即位を以て欽明天皇十八年(丁丑)となす書紀の記事は、聖明王の即位を以て、武寧王薨の翌年、即ち繼體天皇十八年春正月となす書紀の記事

載と共に、或は誤傳であるかも知れないが、たとひ是等多少の誤謬があるとするも、大體に於て欽明天皇紀の紀年に大なる誤謬あるべしとも思はれないのであり、この場合欽明天皇の崩御紀年を以て、書記の記載に従ふことが、最も穩當なる處置であらうと考へられるのである。

つぎに、敏達、明明、崇峻、推古四天皇の中で、敏達天皇の崩御は日本書紀では「乙巳年秋八月乙酉朔己亥」となつてゐるので、西紀五八五年八月十五日となり、御在位十四年餘となるのであるが、古事記注によると「甲辰年四月六日崩」となつて居り、御在位十三年となるのである。その何れが正しきかは、この場合之れを決定すべき何等の手掛りもないので、全く不明なのであるが、その何れにても可なる場合は、やはり正史に従つて置く方が穩當であらうと考へる。かの古事記敏達天皇記の最初に「坐他田宮治天下壹拾肆歲也」とあり、その御在位年數が十四年であつたことを認めて居り、恰も日本書紀敏達天皇紀にその御在位年數を十四年となしてゐると一致する事實も、また敏達天皇の御代がとにかくも十四年に亘つたとなす書記の紀年に、多少の援助を與ふるものゝやうにも、思はれるのである。けれどもつぎの用明天皇記の始めに、「坐池邊宮治天下參歲」とあり、崇峻天皇記には「坐倉椅柴垣宮治天下肆歲」とあり、推古天皇記には「坐小治田宮治天下參拾漆歲」と見えてゐるのであるから、日本書紀に推古天皇の御世を三十六年とし、崇峻天皇の御世を五年とし、用明天皇の御世を二年となしてゐるのは、何れも古事記の記載に對して一年の出入を示してゐるのである。即ち推古天皇の紀年は一年少く、

崇峻天皇の紀年は一年多く、用明天皇の紀年は一少年くなつてゐるのであるから、もし古事記に従へば崇峻天皇崩御年の干支は「辛亥」であり、敏達天皇崩御年の干支は古事記注にある如くに「甲辰」であり、敏達天皇の御即位年を一年繰上げて欽明天皇三十二年とし、随つて欽明天皇の崩御年を三十一年庚寅の歳としなければならぬことゝなる譯である。然るに古事記注によると推古、崇峻、用明三天皇御年の干支が、何れも日本書紀の記載と一致するばかりでなく、その月も亦皆同一であり、たゞその日を異にしてゐるに過ぎないのである。即ち用明天皇については、紀には、「丁未四月乙巳朔癸丑(九日)崩」とあるのが、記注には、「丁未年四月十五日崩」とあり、崇峻天皇については、紀には、「壬子十一月癸卯朔乙巳(三日)崩」とあるのが、記注には、「壬子年十一月十三日崩」とあり、推古天皇については、紀には、「戊子三月丁未朔癸丑(七日)崩」とあるのが、記注には、「戊子歲三月十五日癸丑崩」となつてゐるのである。殊にその最後の推古天皇の場合は、特にこの場合に限りて記注にも掲げてある、日の干支までも同一なのであるが、たゞ書紀には「三月丁未朔」とあるので、「癸丑」は「七日」となり、同一干支なるにも拘はらず、記注に「十五日」とあるのと一致しないのである。されば古事記注の紀年月日は是等の三天皇については、古事記本文の御在位年數よりも却つて書紀の紀年月日に著しく近似することゝなるのであり、この事實も亦古事記注が古事記の本文と同時に記入されたものでないことの一證として、認められ得るのであるが、而もこの場合も亦書紀や古事記注以上に、その紀年について古事記の本文を信賴すべき何等の理由

も存しないのであるから、今は暫らく正史の紀年に従ふことが、穩當なる處置であらうと考へる。

そこで、以上の考究に従ひ、仲哀天皇崩御以後、推古天皇の崩御に至るまでの紀年を表示すれば、即ち左の通りとなるのである。(紀年は便宜上凡べて西紀に従つた。また便宜上御即位年と崩御年とを強ひて區別したので、随つてこゝに掲げたその御在位年數は、大凡の概數に過ぎないのである。たとへば、繼體天皇の崩御年は或は五三四年であり、同年に安閑天皇が御即位あつたものかとも思はれるので、繼體天皇の御在位年數はその實二十七年餘であり、安閑天皇のは或は二年足らずであるやも測られないのである。)

尊號	御即位	崩御	御在位年數
應神 <small>神功攝政 御親政始</small>	三六三 三九〇頃	四一四(甲寅)	二七 二五(五二)
仁德	四一五	四三〇(庚午)	一六
履仲	四三一	四三二(壬申)	二
反正	四三三	四三七(丁丑)	五
允恭	四三八	四五三(癸巳)	一六
安康	四五四	四六〇(庚子)	七
雄略	四六一	四七九(己未)	一九

清寧	四八〇	四八四(甲子)	五
顯宗	四八五	四八七(丁卯)	三
仁賢	四八八	四九八(戊寅)	一一
武烈	四九九	五〇六(丙戌)	八
繼體	五〇七	五三三(癸丑)	二七
安閑	五三四	五三五(乙卯)	二
宣化	五三六	五三九(己未)	四
欽明	五四〇	五七一(辛卯)	三二
敏達	五七二	五八五(乙巳)	一四
用明	五八六	五八七(丁未)	二
崇峻	五八八	五九二(壬子)	五
推古	五九三	六二八(戊子)	三六

(未完)